



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 3 2 6 号 令和 3 年 5 月 1 8 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 3 4	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
3 3 5	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
3 3 6	指定障害福祉サービス事業の廃止について届出があった件	障がい福祉課
3 3 7	職業訓練指導員試験を実施する件	産業人材育成センター
3 3 8	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
3 3 9	道路の区域を変更する件	道路整備課
3 4 0	同	同
3 4 1	同	同
3 4 2	道路の供用を開始する件	同
3 4 3	同	同
3 4 4	同	同

徳島県告示第三百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止の年月日
名称	所在地	名称	所在地			
社会福祉法人蓬萊会	阿波市阿波町北整理一番地の一	蓬萊荘ホームヘルプステーション	阿波市阿波町北整理一番地の一	訪問介護	令和三年二月二十二日	令和三年三月三十一日
社会福祉法人北島町社会福祉協議会	板野郡北島町新喜来字南古田八八番地の一	北島町指定訪問介護事業所	板野郡北島町新喜来字南古田八八番地の一	同	同	同
特定非営利活動法人まごころサービス徳島センター	徳島市大道三丁目二二番地一号	まごころ助け合いセンター	徳島市大道三丁目二二番地一号	同	同	同
社会福祉法人明和福祉会	同 国府町和田字居内一〇七番地	まごころヘルプステーション	同 国府町和田字居内一〇七番地	同	同	同
公益社団法人徳島県看護協会	同 北田宮一丁目三二九番一八	訪問看護ステーション海部	海部郡美波町奥河内字井ノ上一三―七	訪問看護	同	同
株式会社セガファーマ	同 佐古七番町五―二	サザン調剤薬局佐古	徳島市佐古七番町五―二	居宅療養管理指導	同	同
社会福祉法人双葉	阿南市見能林町南林二六〇	双葉会デイサービス	阿南市見能林町南林二六〇	通所介護	同	同

有限会社柴田呉服店		合資会社みのや		有限会社双葉		医療法人ふじのクリニック		会
美馬郡つるぎ町貞光字町五 六番地		海部郡牟岐町大字灘字宮田 一五八番地一六		阿波市市場町市場字岸ノ下 二〇六一三		小松島市坂野町字平田一八 番地の四		番地の三
柴田呉服店介護事業部		みのや介護サービス		ひまわり介護用品		医療法人ふじのクリニックたんぼぼ通所 リハビリテーション センター		センター
美馬郡つるぎ町貞光字町五 六番地		海部郡牟岐町大字灘字宮田 一五八番地一六		阿波市市場町山野上字大西 一七二番地一		小松島市坂野町字平田一八 番地の四		番地の七
特定福祉用具販売	与 福祉用具貸	特定福祉用具販売	与 福祉用具貸	特定福祉用具販売	与 福祉用具貸	通所リハビリテーション		
同	同 三十日 一月	同	同 二十七日	同	同 二十八日 二月	同日		二日
同	同	同	同 三十一日 三月	同	同 一日 四月	同		三十一日

徳島県告示第三百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出	廃止
名称	所在地	名称	所在地		の受理日	年月日
公益社団法人徳島県看護協会	徳島市北田宮一丁目三二九番一八	訪問看護ステーション海部	海部郡美波町奥河内字井ノ上一三―七	介護予防訪問看護	令和三年二月二十五日	令和三年三月三十一日
株式会社セガファーマ	同 佐古七番町五―二	サザン調剤薬局佐古	徳島市佐古七番町五―二	介護予防居宅療養管理指導	同 四月一日	同 四月二日
医療法人ふじのクリニック	小松島市坂野町字平田一八番地の四	医療法人ふじのクリニックたんぽぽ通所リハビリテーションセンター	小松島市坂野町字平田一八番地の四	介護予防通所リハビリテーション	同 四月四日	同 三月三十一日
有限会社双葉	阿波市市場町市場字岸ノ下二〇六―三	ひまわり介護用品	阿波市市場町山野上字大西一七二番地一	介護予防福祉用具貸与	同 二月二十八日	同 四月一日
		特定介護予防福祉用具			同	同

	有限会社柴田呉服店		合資会社みのや	
	美馬郡つるぎ町貞光字町五 六番地		海部郡牟岐町大字灘字宮田 一五八番地一六	
	柴田呉服店介護事業部		みのや介護サービス	
	美馬郡つるぎ町貞光字町五 六番地		海部郡牟岐町大字灘字宮田 一五八番地一六	
販売	介護予防福祉用具貸与	販売	介護予防福祉用具貸与	販売
同	同 三十日 一月	同	同 二十七日	
同	同	同	同 三十一日 三月	

徳島県告示第三百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
株式会社ケアプラス	鳴門市大津町矢倉字東堤一 九番地	つばみ自立支援ステーション	鳴門市大津町矢倉字東堤一 九番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	同 二十六日	同
合同会社みつばち	徳島市南島田町二丁目二二 番地一	みつばちケア	徳島市南島田町二丁目二二 番地一	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和三年三月 十日	令和三年四月 三十日

徳島県告示第三百三十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 対象職種

1 実技試験及び学科試験（関連学科）を実施する職種

美容科

2 学科試験（関連学科）を実施する職種

配管科

3 学科試験（指導方法）を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる全職種

二 試験科目

美容科	省令別表第十一の美容科の項実技試験の科目及び学科試験の科目の欄に掲げる科目
配管科	省令別表第十一の配管科の項学科試験の科目の欄に掲げる科目
美容科及び配管科以外の職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）

三 試験の免除

省令第四十六条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者で法第二十八条第五項第二号又は第三号のいずれにも該当しないものとする。

五 試験期日

令和三年七月十八日（日曜日）午前九時二十分から

六 試験場所

徳島市南末広町二三 六四

徳島県立中央テクノスクール

七 受験手続

1 受験申請書及び添付書類（以下「受験申請書等」という。）

受験申請書（省令様式第十一号）、履歴書、写真（申請前六箇月以内に撮影した上半身、正面脱帽の縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び長形三号の返信用封筒（表面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十四円に相当する額の切手を貼ったもの）並びに試験の免除を受けようとする者はそれを証する書面

2 受験申請書等の提出先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県産業人材育成センター

3 受験申請書等の提出期間

令和三年六月十一日（金曜日）から同月二十四日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月二十四日までの消印があれば受け付ける。

4 受験手数料

実技試験	一万五千八百円
学科試験	二千五百円

注

(一) 受験手数料は、徳島県収入証紙を受験申請書に貼って納付すること（消印しないこと）。

(二) 受験手数料は、申請を取り下げ、又は受験しなかった場合でも返還しない。

5 受験票

受験申請書等を受理後、本人に送付する。

八 合否判定の基準

1 実技試験並びに学科試験の指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。

3 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

4 学科試験のうち関連学科の系基礎学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該系基礎学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該系基礎学科に限り合格とする。

5 学科試験のうち関連学科の専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1に該当する場合を除く。）は、当該専攻学科に限り合格とする。

九 合格発表

令和三年七月二十九日（木曜日）に合格者の受験番号を県庁掲示場に掲示するとともに、合格者には文書で通知する。なお、合格発表の日の午後一時から徳島県ホームページにおいて合格者の受験番号を公表する。

十 その他

1 受験手続等の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、徳島県産業人材育成センターにおいて交付する。なお、受験案内及び受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百二十円に相当する額の切手を貼った返信用封筒を同封の上、徳島県産業人材育成センターへ申し込むこと。

2 この試験についての問合せは、徳島県産業人材育成センター（電話〇八八 六二二 二三三三）にすること。



徳島県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称  
那賀川土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	江濱喜義	江濱喜義	小松島市立江町字北城八
同	岡野嘉夫	岡野嘉夫	同 坂野町字経塚二五―三
同	森竹 守		同 字中合一〇
同	杉本 勝		同 和島町字明神北二〇―一
同	片山敬史		同 阿南市吉井町地神南一七―一
同	島田 健		同 上大野町久留米田一六六―一
同	宮本正徳		同 上中町南島三四四―一
同	吉田利晴	吉田利晴	同 柳島町六反地六三―三
同	西岡春幸	西岡春幸	同 長生町西方三四―三
同	萩野敏則	萩野敏則	同 横見町北裏五三―一
同	瀬川久志	瀬川久志	同 羽ノ浦町春日野一―一二五
同	稲原和男		同 長生町寿嘉一四―一
同	村上弘和		同 那賀川町黒地八〇六
同	岸本悦子		同 島尻四四五―二
同	諏訪敏夫	諏訪敏夫	同 大京原二五五
同	喜多孝夫	喜多孝夫	同 中島二四二―一
同	児島博之		同 羽ノ浦町中庄トキ内二八
同	柴田忠行	柴田忠行	同 宮倉芝生五五―二
同	表原立磨	表原立磨	同 富岡町あ石二七―四
同	郡 洋次		同 徳島市新浜本町一丁目五―二七
同		樫福 雅	同 小松島市坂野町字中岸一四―一
同		井村保裕	同 和田島町字東新開一三八
同		遠藤 清	同 阿南市下大野町畑田二二二―一
同		山崎雅史	同 上中町岡二四六
同		古山 茂	同 南島五八八
同		武市秀己	同 宝田町郡二〇
同		松木伸夫	同 那賀川町江野島三六二
同		東 憲 司	同 手島長宝地五六
同		山本秀樹	同 羽ノ浦町中庄耆本木一三
同		中山俊雄	同 小松島市横須町一八―四六

同	同	同	同	同	同	同	監事	同
				數藤良幸	佐藤賢治	松村輝雄	村瀬雅信	
米田勝治	澳津康賀	宮崎生大	吉積幸二					森脇一
同 羽ノ浦町中庄鴻ノ袖一二一一	同 那賀川町西原五五一	同 阿南市長生町宮内四六六	同 小松島市坂野町字松コロ七一二	同 羽ノ浦町明見二四二	同 那賀川町色ケ島網千七九	同 阿南市宝田町梅の本三二九	同 小松島市坂野町字北大久保四七	同 徳島市名東町一丁目九八―四

徳島県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
四三八号	美馬市木屋平字大北二三二番一 六地先から 同 二五三番一 地先まで	旧	七・三丁二八・〇	一一八・六
同	同	新	八・六丁三〇・八	一一八・六

徳島県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
四三八号	美馬郡つるぎ町貞光字皆瀬川向 六七番五地先から 同 四六番三地先まで	旧	四・五〇九・〇	一八五・〇
同	同	新	九・〇〇一五・〇	一八五・〇

徳島県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和三年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
2	津田川島	吉野川市川島町川島字城 山一七二番一地从 同 一七〇番一地从 吉野川市川島町川島字城 山一七二番一地从 同 一七二番二地从	旧	四・八〇・二二・一	二〇・六
		新	四・八〇・一六・二	一三・三	

徳島県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
四三八号	美馬市木屋平字大北二三 一番一六地先から 同 二五 三番二地先まで	一一八・六	令和三年五月十八日

徳島県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
四三八号	美馬郡つるぎ町貞光字皆瀬川向六七番五地先から 同 四六番二地先まで	一八五・〇	令和三年五月十八日

徳島県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和三年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
2	津田川島	吉野川市川島町川島字城山一 七一番一地先から 同 七一番二地先まで	一三・三	令和三年五月十八日